

世界最先端 IT 国家創造宣言 改定（案）に対する意見

氏名	一般社団法人日本知的財産協会 常務理事 今子さゆり (連絡窓口:事務局長 西尾信彦)
住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1
電話番号	03-5205-3321
ファクシミリ番号	03-5205-3391
電子メールアドレス	nishio@jipa.or.jp

意見

・該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）

(1) 「Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組」

「1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」関連

(2) 「Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組」

「1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」

「(3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等」関連

(3) 「Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化」

「1. 人材育成・教育」「(1) 教育環境自体のIT化」関連

・意見内容

(1) クラウドにより提供される新サービスの創出・促進の障害となりうる制度やルール、特に著作権制度について、技術革新を遂げている現代にふさわしいルールが早期に形成されるよう、迅速な検討をお願いしたい。

(2) 起業家精神を創発するための取組と平行して、ソフトウェア、コンテンツ等のライセンスを保護するための制度の導入についても、検討をお願いしたい。

(3) 教育環境自体のIT化を進めるため、権利保護と利用促進のバランスを考慮しつつ、著作権法上の権利制限についても重要課題として早急に取り組んでいただきたい。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

(1) オープンデータ・ビッグデータの利活用が多種多様な社会・産業で検討される中、それら膨大なデータの利活用はクラウド上で行われ、また、今後はデータの利活用を基にした新サービスの多くがクラウドを通じて提供されることが想定される。

一方、現在の我が国の著作権法に対しては、昨今の急激な技術の発展に各規定が対応しきれていないとの指摘がなされており、加えて、近年、著作権侵害の責任を負う主体を拡張す

るかのような判例が散見されることもあって、取り扱う大量のデータの中に著作権の保護対象となりうるコンテンツが含まれる可能性のあるクラウドサービス事業者が、サービス利用者の求めに応じる等してクラウド上での複製・圧縮・媒体変換等を行う場面で、萎縮効果が生じ、結果としてサービスの円滑な提供に弊害が生じることが懸念されている。

これまで、技術の進歩に合わせて、著作権法改正による個別的な権利制限規定の導入が何度か行われ、直近では平成 24 年の著作権法改正でも、「写り込み」をはじめとする新たな権利制限規定が導入された。しかし、改正内容が文化審議会著作権分科会の報告書で示された権利制限規定の一般規定案を大幅に限定したものに留まったこともあり、未だクラウドサービス事業者の不安を十分に払拭するには至っていない状況にある。

クラウドサービスは日進月歩の技術革新を遂げており、上述のような個別の権利制限規定の制定について議論をしても、法改正が行われる頃には、既に海外等で次の新たな形態のサービスが登場している、という現実もあることから、クラウドを活用した新サービスの創出・促進のためには、一定の弾力性を備えた包括的な権利制限規定の導入など、著作権者の利益を害しない範囲で著作物の公正な利用を促進するための方策についてもご検討いただくことが不可欠と考える。

また、この点に関しては、既に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、検討が進められているところであるが、先述したとおり、新技術によるサービス競争は世界的に激化しつつあることから、検討のスピードをより加速して、早期にルール形成を行い、我が国における積極的な環境整備につなげていただくようお願いしたい。

(2) 起業家精神を創発するための取組を推進することについては、当協会としても賛同するが、その結果、新サービスに係るソフトウェアやコンテンツ等を開発するベンチャー企業が倒産したり、開発したソフトウェアやコンテンツ等に関する権利が資金調達目的で転々流通したりすることによって、ライセンスを受けていた事業者の地位の法的安定性が損なわれる事態が生じないように、ライセンシー保護のための制度の導入も平行して検討されるべきと考える。

この点につき、特許法、意匠法等には、平成 23 年法改正で、既にライセンシーの法的安定性を保護するための通常実施権等の当然対抗制度が導入されているが、著作権法には、このようなライセンシー保護のための規律が存在しないため、上述した取組の推進と合わせて検討をお願いしたい。

(3) 無線 LAN 環境整備やデジタル教科書・教材の活用等が円滑に推進され、教育環境自体の IT 化が進むようにするためには、権利保護と利用促進のバランスを考慮しつつ、現在の複製権・公衆送信権等の制限に係る規定を拡充する等、著作権法上の権利制限についても検討する必要があるため、重要課題として早急に取り組みされることをお願いしたい。